

村山市農業委員会総会会議録（第11回）

1. 期日 令和5年11月14日（火）午前10時00分～

2. 場所 全員協議会室（市役所3階）

3. 農業委員の出席者・欠席者名簿及び推進委員の出席者名簿

(1) 農業委員の出席者名簿（15名）

1番	石川 賢也	10番	板垣 厚志
2番	結城 正志	11番	海老名正度
3番	阿部 憲一	12番	奥山 金弥
4番	佐藤 善洋	13番	高谷 太
5番	門脇 忠教	14番	高橋 昭
6番	下山 勝宏	—	—
—	—	16番	石山 公己
—	—	17番	笹原 泉
9番	太田 一男	18番	青柳 篤

(2) 農業委員の欠席者名簿（3名）

7番	川田 雅紀	15番	齋藤 伊美子
8番	原田 浩明		

(3) 農地利用最適化推進委員の出席者名簿（0名）

楯 岡	—	大 倉	—
西 郷	—	大久保	—
富 本	—	戸 沢	—
袖 崎	—	大高根	—

4. 会議日程及び会議に付した案件

議第47号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第48号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（意見聴取）

議第49号 〃 〃 （許可処分）

議第50号 村山市農用地利用集積計画について

5. 報 告

報第33号 農地法第18条第6項の規程による通知について

報第34号 非農地証明願について

6. 会議案件説明のため出席した者の職氏名

事務局長 三澤 智之

局長補佐兼事業推進係長 鈴木 耕哉

農地農政係長 猪藤 潤

7. 会議の書記

農地農政係長 猪藤 潤

会 議

(1) 開会 午前10時00分

(2) 開会のあいさつ

議長(青柳 篤)

昨日の県農業委員会大会の出席については、平日午後と忙しいなか大変ご苦労様でした。

新委員の方は初めての出席となる訳ですが、毎年各市持ち回りで大会運営を行っております。来年以降は、やり方を変更して山形市ですべて開催する予定ですので、参加しやすくなるかもしれません。これからもできるだけの出席方、よろしくお願いします。

大会の中でもありましたが、令和7年3月までに地域計画の策定と目標地図素案の作成を、農林課と連携して行わなければならない。農業委員、農地利用最適化推進委員ともに頭に入れながら、今後とも活動をよろしくお願いしますと思います。

また、先月の宮城県での委員視察研修については、参加された委員の方、お疲れ様でした。山形県ではなかなか見られない大きい施設、震災関連もあって整備された施設でしようが見学することができました。色々な思いのなかで見えてきたところです。

それでは、第11回総会を始めます。

(3) 議事録署名委員の選出について

議長(青柳 篤)

議事録署名委員を議長より指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので指名させていただきます。

9番 太田 一男 委員、10番 板垣 厚志 委員

それでは、議事に入ります。

(4) 協議事項

議長(青柳 篤)

議第47号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第3条の許可申請は72番から82番までの11件で、所有権の移転が8件、賃貸借権の設定が3件であります。地目、面積は田が15,800㎡、畑が8,085㎡で、合計23,885㎡になります。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書及び農地法第3条第2項の調査書に基づき、申請番号72番から82番までの案件について、申請土地に係る所有権の移転、賃貸借権の設定を詳細に説明した。なお、現地調査(11月2日)を行った結果、農地法第3条第2項調査書のとおり、許可要件を満たしている旨を説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

3番委員(阿部 憲一)

76番の富並地内の農地については、最上川沿いの傾斜地でずっと畑として使われていなかった土地であり、譲受人の年齢も考えると本当に農地として利用するのか疑問だがどうか？

事務局(猪藤係長)

譲受人については、車で通い農業をする、畑として利用するとの申告をしており、農機具として、トラクターや耕運機など所有しているため、本人の耕作の意思があると判断したものです。

3番委員(阿部 憲一)

少し疑念が残るので、農地の利用状況を注視していきたいと思います。

議長(青柳 篤)

そのほか、ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第47号は、原案のとおりすべて可決決定されました。

続きまして、議第48号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について(意見聴取)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第5条の許可申請は、16番の1件で、地目、面積は、田 344㎡になります。詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書に基づき、申請概要(用途等)、農地の区分、周辺農地等への影響等について詳細に説明した。

(説明内容)

申請番号16番は、農地を「一般住宅」として整備するため、所有権の移転をするものです。現在、貸家住まいで子どもが大きくなり手狭になってきたため、近くの農地を紹介してもらい住宅の建築を行う計画です。

農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域「第一種中高層住居専用地域」であることから「第3種農地」に該当しており、立地基準を満たしております。

一般基準の資力は、金融機関の融資見込証明書で確認しております。

11月2日に申請者立ち合いのもと現地調査を行った結果、排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第48号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第49号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について(許可処分)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

先ほどの転用議案の意見聴取を受けて、許可権者として許可処分するものです。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明を行った。

この案件は、11月2日に申請者立ち合いのもと現地調査を行った結果、いずれも排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 49 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 50 号「村山市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の集積計画は、申請番号 316 番から 318 番の 3 件で、申請内容は、所有権の移転が 1 件、利用権設定の新規分が 2 件で、田 10,208 m²、畑 3,664 m²、合計 13,872 m²になります。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(鈴木補佐)

議案書に基づき、申請番号 316 番から 318 番の所有権の移転、利用権設定の新規分について、農用地利用集積計画総括表・利用権設定各筆集計表を基に、計画の土地、申請人の状況、計画概要について詳細に説明した。また、今回の申請地は農業振興地域内にある農地であり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしている旨を併せて説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入りますが、議事の中に委員案件が 1 件あります。

まずは、委員案件 317 番を除いた 316 番、318 番の 2 件について審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、316 番、318 番の 2 件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 50 号の 316 番、318 番の 2 件について、原案の通り可決決定されました。続きまして、317 番の委員案件 1 件について、審議に入ります。

17 番委員 (笹原 泉) はご退席願います。

(17 番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、317 番の委員案件 1 件について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 50 号の 317 番の 1 件について、原案の通り可決決定されました。

17 番委員はご着席ください。

(17 番委員着席)

議長(青柳 篤)

これで議第 50 号は、原案のとおりすべて可決決定されました。

(5) 報告

議長(青柳 篤)

報告事項の報第 33 号から第 34 号について、事務局の説明を求めた。

事務局(三澤事務局長)

報告事項、報第 33 号「農地法第 18 条第 6 項の規程による通知について」、報第 34 号「非農地証明願について」、本文を朗読し説明した。

(説明内容)

農地法第 18 条第 6 項の合意解約は、申請番号 73 番から 83 番までの 11 件です。田が 31,394 m²、畑が 689 m²、合計 32,083 m²となります。解約理由は貸し人の都合によるもの 6 件、借り人の都合によるもの 5 件であります。集積の助成金の返還、離農補償はありません。

非農地証明願については、28番から31番の4件で、台帳地目で田4,030㎡、畑903㎡、合計4,933㎡です。申請内容は、耕作不便により原野化して農地性を失っているもの2件ほか、以前より墓地となっていたもの1件、宅地の一部（コンクリート舗装：雪捨場）となっていたもの1件です。11月2日の現地調査により、いずれも申請人の申し出のとおり、確認しております。

以上、報第33号から第34号について報告した。

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので、以上で報告事項を終わります。

(6) 閉会

以上をもちまして、議事の議案第47号から第50号までの4件、報告の報第33号から第34号の2件について、終了します。

終了 午前10時40分